

○1番（鈴木英明君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、鈴木英明です。議長により発言の許可をいただきましたので、通告に従って2項目、3点を質問させていただきます。

まず、1項目めの防災・減災についてですが、間もなく東日本大震災から10年がたとうとしています。そんな中、先月2月13日23時7分頃、福島県沖を震源としたマグニチュード7.3、宮城県、福島県で最大震度6強を観測した福島県沖地震が発生しました。誰もが10年前の地震を思い出したのではないのでしょうか。福島県によりますと、県内では26日までに1人が死亡、104人が重軽傷を負っているという報告があります。福島市と郡山市では家屋の倒壊等で、合わせて34人が今も避難生活を余儀なくされているそうです。10年前にはなかった新型コロナウイルスという新たな環境の中での避難は、避難所での感染対策が重要になるのではないのでしょうか。そこで、感染症対策についてお伺いします。

2点目の個別計画作成の進捗状況についてお伺いします。災害に備え、高齢者や障害者らの避難方法などを事前に決めておく個別計画では、1人での避難が困難な高齢者や障害者、心身に重い病気を抱えるなどの災害弱者への適切な避難支援に有効とされます。1月13日の読売新聞に総務省消防庁の報告によると、2019年6月時点で、要支援者の名簿に約784万人が記載されています。そこで、個別計画の作成を終えた自治体は全体の12%、作成中は50%、未作成は38%に上るとありました。当町の作成の進捗状況についてお伺いします。

次に、2項目めの都市再生整備計画のまちなかウォークアブル推進事業についてお伺いします。まちなかウォークアブル推進事業は、都市再生整備計画等において、車中心から人中心の空間に転換する町なかの歩ける範囲の区域における街路公園、広場等の既存ストックの修復、利活用を重点、一時的に支援する事業として令和2年に創設されました。令和3年1月31日現在、全国のウォークアブル推進都市として302あります。茨城県においては、当町をはじめ水戸市、つくば市、大洗町など10の市、町がこの事業に賛同しています。当町の都市再生整備計画の目標の中に、観光施設を回遊させることによって、にぎわいあふれるまちづくりを推進し、交流人口の拡大を図るとあります。当町の市街地地区は287ヘクタールありますが、その約25%に当たる70ヘクタールのまちなかウォークアブル区域内の国道354号付近の整備の進捗状況についてお伺いします。

私の質問は以上2項目、3点です。これで1回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、防災・減災対策についての質問に対する答弁を求めます。
危機管理部長。

〔危機管理部長 野村静喜君登壇〕

○危機管理部長（野村静喜君） それでは、鈴木議員の1項目め、防災・減災についての1点目、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策について伺いますとのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年12月に感染者が確認されて以来、3月1日現在、世界全体で1億1,406万7,979名が感染し、253万716名の犠牲者が確認されております。一方、

国内では新型コロナウイルスの緊急事態が段階的に解除されておりますが、まだまだウイルス感染防止対策が必要な状況であることから、今後も引き続き感染対策に努めてまいりたいと考えております。

このようなコロナ禍において万が一災害が発生した場合には、3密防止など感染症対策のため避難所の収容者数が約4割減となることから、コロナ禍における避難所の受入要領や感染対策を踏まえた防災体制を強化する必要があります。コロナ禍における避難者用備蓄品につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用するとともに、地元企業、個人からの感染症対策用寄附金104件、約2,000万円、2月末現在でございます。のほか、マスク、フェースシールド、ゴム手、消毒液類、オゾン発生器、加湿器、温度表示オートスプレー、ポリプロピレン製簡易ベッド、パーティション、足踏み消毒スタンド、飛沫防止カウンター等感染症対応用品として全13目の物品の寄附をいただいております。ご寄附いただきましたこれらの感染症備品等を含め、境町では現在、町外の広域避難所、町の防災倉庫などに個人防護服関係として、各種マスク、フェースガード、防護服等、検温器としてサーマルカメラタイプ、スタンド型サーモグラフィーモニター、ハンドタイプ非接触型検温計等、消毒用機材として次亜塩素酸水生成関連機材、各種消毒液等、避難所用機材として間仕切りテント2種類、段ボールパーティション、不織布毛布などを備蓄しております。その他、感染症対策として、宿泊タイプ、20フィート型コンテナハウス8台、普通車で牽引可能な災害トレーラー1台を保有し、必要な場合は現地へ牽引して、要配慮者や体調不良者、医療関係設備など、他の避難者と区別が必要な避難者のための避難所施設設備として運用することも検討しております。特にエアコン完備で酸素吸入器などの機材設置が可能なことから、医療処置が必要な要配慮者には有効活用できるものと考えております。

さらに、状況により町内に保有の40フィートコンテナハウス32棟を合棟し、全47室を有するホテル・スタンバイリーグさかいを要配慮者や濃厚接触者、自宅療養者専用施設として運用することも可能であります。

なお、新型ウイルス感染症対策は、ノロウイルスなど他の感染症対策と同じであることから、本来は避難所運営時に考慮されるべき体制でございますが、今回のコロナ禍の見直しで基本に立ち返ることができたものと考えております。感染症への一番の対策は、マスクの着用、手洗い、消毒、3密防止など、一人一人の感染症対策が重要であると考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、防災・減災対策についての2点目、避難行動要支援者に対する個別計画の進捗状況について伺いますとの質問にお答えします。避難行動要支援者名簿は、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死者が高齢者や障害者などの要配慮者と呼ばれる人々に集中している現状を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり特に支援を要する方、すなわち避難行動要支援者の名簿の策定が義務づけられました。これを受け、平成30年度以降、境町では社会福祉課により毎年度

名簿の見直しと対象者の同意を得て、各行政区長、民生委員や警察、消防、社会福祉協議会など関係機関等に配布し、実効性のある避難支援がなされるよう情報を共有しております。

ご質問にあります個別計画の作成は義務ではないものの、内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、さらなる避難行動支援のための取り組むべき事項の中に示されており、境町では、茨城県避難行動要支援者名簿策定推進のための指針にある個別計画様式を参考に作成し、支援者名簿に添付し、管理しております。災害時に有効に活用できるよう、行政区長や民生委員に対する防災講話等の機会に自主的避難、名簿の活用、避難行動要支援者の支援の重要性をお話しし、協力をお願いしているところでございます。境町としては、上記支援者名簿の中でも、健康加齢などの自助、親戚、近所から支援を受けられる共助以外で、真に避難支援が必要な要配慮者を町により支援できるよう、介護施設のケアマネジャーなどと連携して、さらに現在の名簿からリストアップし、実効性のある個別計画作成に向け整備中でございますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

鈴木英明君。

○1番（鈴木英明君） 答弁ありがとうございます。先ほどの答弁でありましたけれども、避難所の収容人数は従来の4割減ということなのですけれども、当町においても広域避難所や緊急指定場所の確保を推進していただいていると思うのですけれども、ちょっと調べたのですけれども、近隣の市町村で、避難の際に避難所の混雑状況のリアルタイムに配信するサービスとかを行っている自治体が最近増えているのですけれども、そういった場合に当町は、住民が避難する際に分散避難をサポートするような形でそういうを導入するとか、今後そういう考えとかはありますか。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えします。

非常に難しい判断になると思います。先ほど櫻井議員さんのご質問に答えたように、この地域の場合、そして利根川の河川の場合の避難と、例えば地震の際の避難では全然違うものですから、ただコロナ対策だけを考えて、地震のときの避難だとすればそれでいいのだと思うのですけれども、やっぱり我々の地域は95%以上が潜るといふか、利根川の場合にはです。ですので、利根川の場合と地震の場合とを分けて考えないといけないような、そんな気がします。今部長に確認したら、県のほうはそういった混雑を緩和できるような、そういうことを検討しているという話でありますけれども、基本はやはり避難所に行ってくださいということが、行っていただく中で3密にならないようにというのが多分その基本のシステムなので、それとは多分、利根川の場合に全く変わってしまうので、とにかく利根川でもし避難指示が出た場合には、自分で確保した町外もしくは2階の垂直避難もありますけれども、基本的には町外の避難する場所を確保していただけて行っていただく。そういったことが

やはり町としては基本なのかなと。ただ、先ほど言ったように地震だった場合とか、そういう町内で避難ができる場合、そういったときにはそういったことも必要になるのか。ただ、地震の場合には多分首都圏直下型以外で、東北のような地震だったりすると自宅にいるということが多分多い。熊本の地震のときも、あれだけ大きな被害で近くのビジネスホテルとかがこちらに、例えば福岡とか、そういったところでどうぞありますよと言っても庭から離れない。そういう状況が続きましたので、やはりそのときそのときに応じた対策が必要な中での確に判断をしていくと。

ですので、先ほど言ったように、どのぐらい混んでいるかということが見れるような仕組みも必要であれば入れていく必要があると思いますし、ですので、基本的には我々の町の場合には利根川の決壊時の緊急避難としては、やはり自分で場所を見つけていただいて行っていただく。そして、それでも見つからない方は避難所に行っていただく、その際には、コロナで命をなくすのか水害でなくすのかといった場合には水害のほうが多いでしょうから、コロナを怖がらずにもう来ていただいて命を守っていただく。それがあるべき災害の対応の姿なのかなと。混んでいるからやっぱり行かないなんて悩んでいる間に水で流されたら意味がないですから。ですから、そういったことはしっかり適時判断をしていくということで、ご理解のほうをいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉持 功君） 答弁に対して質問はございますか。

鈴木英明君。

○1番（鈴木英明君） 1項目と1点目はそれでありありがとうございました。

2点目の個別計画なのですけれども、情報提供先に民生委員も入っているかと思うのですけれども、全国の民生委員の地域担当委員の構成年齢が9割近くが60代以上ということで、若年層の割合が低いみたいなのですけれども、どうしても災害時にやっぱり若い人の力というのはかなり必要になってくるのかなと考えるのですけれども、そこで、当町は犠牲者ゼロを目指すまちということで災害対策やっているといるのですけれども、この民生委員さんが平常時に要支援者の人への声かけとか見守り活動をしているのを情報共有している、地域に精通している消防団とか自主防災組織等に協力をお願いしてやるというのは、そういったことがいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えします。

要支援者の方で、そういった方に情報を出してもいいですよとされている方々がいれば、そういった形で消防団と共有するとか、そういったことは自主防災組織で共有するとか、そういうところで必要なのかなというふうには思っておりますので、まず今重要なのは、皆さんの要支援者だということを共有してもいいかというところの情報を出していいかというところだと思いますが、そこをちょっと丁寧にやらせていただいて、共有させていただければいいのかなというふうには町として考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。オーケー。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（倉持 功君） 以上で防災・減災対策についての質問を終わります。

次に、都市再生整備計画についての質問に対する答弁を求めます。

建設農政部長。

〔建設農政部長 中川一郎君登壇〕

○建設農政部長（中川一郎君） 改めまして、おはようございます。続きまして、鈴木議員の2項目め、都市再生整備計画についてのまちなかウォークブル推進事業区域内、国道354号線付近における整備の進捗状況についてとのご質問にお答えいたします。

まちなかウォークブル推進事業につきましては、国が令和2年度の重点施策として、車中心から人中心の空間に転換するため、歩ける範囲をウォークブル区域として設定し、まちづくりに必要な歩道やポケットパークなどの空間整備を重点的かつ一括的に支援する事業として創設されました。国では、令和元年度にこの取組に賛同するパートナーとしてウォークブル推進都市を募集し、当町はいち早くこれに賛同し、令和元年12月に当町を含め全国で202の都市が選定されており、令和3年1月現在では全国302の都市に拡大されているところであります。

当町の取組であります、境町の玄関口となる道の駅さかいを核として、周辺の交流施設や観光施設などを歩いて回遊できるまちづくりを推進しております。道の駅さかいは、県内外から年間約34万人が利用していただいております、この利用者を町なかに呼び込むことで、町なかの再生や地域活性化につながるものと考えております。当初の回遊ルートとしましては、道の駅さかいを起点に、レストラン茶蔵や肅祭寶美術館、S-L a b、（仮称）まちかどカフェ、河岸の駅さかいなどの交流施設や観光施設などをめぐっていただき、利根川堤防を通り、道の駅さかいに帰るまでの全体延長1.5キロメートルを計画しております。整備内容といたしましては、県道結城・野田線の山神町交差点から河岸の駅さかいまでの630メートル区間につきまして、センターラインを消去して車道幅員を縮小し、その分、路側帯を広げることで歩行空間を創出いたします。また、河岸の駅さかいから道の駅さかい駐車場までの580メートル区間につきましては、利根川堤防の小段を活用し、遊歩道を整備いたします。回遊ルートには歩行者の誘導線を設置し、アメリカボストンのフリーダムトレイルのように誘導線をたどれば各施設をめぐることができるように配置いたします。

整備の進捗状況であります、2月19日に関係機関との協議が全て調いましたことから、道路のセンターライン消去などの工事発注に向けて準備を進めております。遊歩道の整備につきましては、現在測量設計業務を進めており、河川管理者である利根川上流河川事務所と協議の結果、令和3年11月以降の渇水期には工事に着手できる見込みとなっております。

当町といたしましては、今後も新たな回遊ルートを計画し、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

鈴木英明君。

○1番（鈴木英明君） 答弁ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、利根川の堤防を利用して、小段を利用して遊歩道の整備ということなのですが、今現在、境大橋から下流に沿って土手の天端の部分に桜の木があって並木道があると思うのですが、そのところは、毎年桜の開花時期に結構人がにぎわっていたりとかするのですが、今回この遊歩道を整備するに当たって、そういった桜の並木とかそういうのとかというのは、計画とかでは入っていないのですか。そういうのとかどうでしょうか。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えします。

基本は、やはり町なかを歩く、さらには健康づくりというのが今回の目的であります。ですので、今回例えばつくるルートを1周歩けば1.5キロ、その小段まで歩くと2キロとか、そういうためにやるものでありますので、観光振興を目的としてそこに桜を植えるとか、そういったことは一切考えていなくて、小段のところ逆に街路灯、今、全然土手に街路灯がないのです。1か所、信号のところとか渡るところにあるのですが、あそこにあるだけで、あそこにずっと本当は街灯を刺してくれと言ったら、土手が弱くなってしまいうから街灯を刺せないというのです。なので、今回このウォークブルに合わせて街路灯をずっと並べて、治安対策とか防犯対策もしようというために小段に設定をしたということが現状でありますので、そこに道路を造って桜を植えて、そこで何かをやろうということでは全くないので、ご理解をいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

鈴木英明君。

○1番（鈴木英明君） 質問ではないのですが、ちょっと物すごく推進する事業に対して私期待しているのですが、やはり昔、新吉町からずっとヤングストリートというところにぎわったところありますので、ぜひとも観光客が増えたりとか、その地域が経済が活性できるように期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（倉持 功君） 以上で鈴木英明君の一般質問を終わります。